

令和5年11月24日

旭市地域包括支援センター業務委託法人公募に関する質問回答書

旭市役所高齢者福祉課

旭市地域包括支援センター業務委託法人公募に関する質問について、下記のとおり回答いたします。

記

質問1

質問事項	収支予算書、収支決算書の書式について
資料名	仕様書
ページ・項目	P10（中央地域）P9（北部・東部地域） 7 評価・報告等について
<u>質問内容</u> 収支予算書、収支決算書について、所定の書式はあるのか。	
<u>回答</u> 収支予算書、収支決算書については、様式を別途定めて作成依頼時に提供します。また、地域包括支援センター運営協議会開催時には、管理者が出席し、予算・決算の報告をお願いします。	

質問2

質問事項	新規職員の採用について
資料名	応募書類
ページ・項目	様式9 地域包括支援センター開設提案に関する事項（職員確保）
<u>質問内容</u> 令和6年1月4日付けで新規職員を採用予定だが、申込書様式9 1. 職員配置予定者として記載してもよろしいか。またその際、申込書に内諾が確認できる書面の添付が必要か。	
<u>回答</u> 採用予定の新規職員の方が、仕様書「6 職員体制」に定めている要件を満たしている場合には、「様式9 地域包括支援センター開設提案に関する事項（職員確保）1. 職員配置予定者」として記載していただけます。なお、採用予定の新規職員を記載する場合には、「配置方法」欄の「雇用内諾済」を選択し、内諾が確認できる書面等を添付してください。	

質問3

質問事項	産休・育休時の職員の人員配置について
資料名	仕様書
ページ・項目	P 9 (中央地域) P 8 (北部・東部地域) 6 職員体制
<u>質問内容</u> 産休・育児休暇を取得する職員について、休暇中も在籍扱いでの対応でよろしいか。	
<u>回答</u> 仕様書「6 職員体制 (1) 地域包括支援センターの人員配置」に規定する職員が産前産後休暇・育児休暇を取得する場合に、その休暇中を在籍扱いとすることは可能です。 ただし、仕様書「6 職員体制 (1) 地域包括支援センターの人員配置」に規定する職員が、産前産後休暇・育児休暇を取得する場合には、速やかに代替職員を補充してください。(30日以上病気休暇等を取得する場合や中途退職により欠員が生じる場合にも、上記と同様に速やかに代替職員を補充してください。)	